

上下水道システムにおける省CO2化推進事業 Q&A

	質問	回答
1	太陽光発電等で得られた電力を売電はしないが、浄水場等間の自己託送により、送電して消費する場合補助対象となるか。	発電設備により発生した電力は、同一敷地で使用しなくても問題ない。自己託送等により、同一事業者内で使用し、施設のエネルギー消費の低減に貢献するならば、補助の目的に合致しているといえる。
2	下水道に関する部分では、太陽光発電等の要件として、「常用として」と記載されており、上水道には記載がないが、その理由を教えてください	上水道も下水道同様に、常用として整備することが前提である。下水道は国土交通省の補助事業との関わりから強調する必要があったため記載した。
3	常用電源としての太陽光発電の規模はどの程度のものを想定しているのか教えてください。	発電規模は設置場所、電力使用施設での電気容量、予算金額などにより決定され、各事業者間で異なることから、発電規模は想定していない。
4	太陽光発電設備で設置架台が積雪対策のため、通常より高くする必要はあるが、その場合補助対象となるか。	積雪対策は、設備が適正に稼動するために必要なものと考えられる。通常の範囲内での対策であれば、補助対象とみなす。
5	補助事業に係るJ-クレジット制度について教えてください	交付規程第8条第十四号に「Jクレジットとして認証を受け、かつ当該Jクレジットを移転又は無力化してはならない。」と記載がある。よって、認証、移転、無力化を行ってはならない